

00442

1 昭和三十七年7月3日 火曜日 鳥取県公報 第3339号

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

昭和三十七年七月三日

鳥取県知事

石破二朗

昭和三十七年七月

実施期

日

実施区域

昭和三十七年七月九日、十日、十一日

米子市、境港市、西伯郡

十三日、十四日

日野郡

十七日、十八日、十九日

倉吉市、東伯郡

二十三日、二十四日

氣高郡

二十六日、二十七日

鳥取市、岩美郡

二十八日

三十日、三十一日

八頭郡

告示

鳥取県告示第三百七十六号

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第

六条第一項の規定による犬の抑留に關し、同条第五項の規定に基づく期間及び区域を次のとおり指定する。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第

00444

(第3種郵便物)  
認可

監事 西山 孝 // 東園四〇八  
〃 小谷 嘉吉 // 原 一、一一四  
昭和三十七年五月八日通常総代会において総選挙の結果当選昭和三十七年五月二十四日就任、任期二年  
青谷町長和瀬土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所  
理事 山田 利次 気高郡青谷町大字長和瀬六一ノ一  
理事 一名欠員  
上砂見土地改良区  
変更した理事の住所及び氏名  
理事 宮橋 茂 鳥取市上砂見二一三  
とある住所を鳥取市上砂見二一三の一と変更する。  
鳥取県告示第三百七十九号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十項の規定により、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から、次のとおり役員が退任及び就任した旨の届出があつ

昭和三十七年七月三日  
鳥取県知事 石  
退任した役員の氏名及び住所

(第3種郵便物)  
(認可) 2

2

八十七号) 第九条の規定により告示する。  
昭和三十七年七月三日

八十七号) 第九条の規定により告示する。  
昭和三十七年七月三日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
氏、名住 所 登録の 記号番号 登録年月日  
鹿島 誠 米子市加茂町一 鳥医  
第九二七号 昭和三十七年六月二十五日  
鳥取県告示第三百七十八号  
土地改良区から次のように役員が退任、就任及び住所  
が変更した旨の届出があつたので、土地改良法(昭和二  
十四年法律第二百九十五号)第十八条第十一項の規定によ  
り告示する。

田中徳太郎	原 八五	瀬戸三七九
生原 敏夫	"	"
石丸 正章	三九四	"
岩間真之助	"	"
穂山 照一	"	"
山田 政男	"	"
奥田 恭	"	"
監事 西山 孝	"	"
小谷 嘉吉	"	"
就任した役員の氏名及び住所	"	"
理事 梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷一、四五二	"	"
油本 健吉 "	"	"
田中徳太郎 "	"	"
生原 敏夫 "	"	"
石丸 正章 "	"	"
岩間真之助 "	"	"
穂山 照一 "	"	"
山田 政男 "	"	"
東園三九六	東園一、一五一	六尾四四三
西園一、一五二	瀬戸三七九	八五四
一、〇三三	三九四	"

昭和37年7月3日 火曜日 鳥取県公報 第3339号

昭和37年7月3日 火曜日 鳥取県公報 第3339号

5 昭和37年7月3日 火曜日 鳥取県公報 第3339号

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年七月五日 午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館

三 報告 選挙会及び選挙分会の結果について

## 公 告

小村 勝美  
鷲見 喜一  
谷本 藤重  
田中 克己  
乗本 治  
監事 岡 俊隆  
加藤 伸一  
山川 栄  
橋本 橋原

昭和三十七年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大袋

昭和三十七年四月七日前任者任期満了に伴ない、通常  
総会において總選挙の結果当選し五月一日就任、任期は  
昭和三十九年四月三十日まで

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和三十七年第八回鳥取県選挙管理委員会を、次のと

おり招集する。

昭和三十七年七月三日

願書受付期間

昭和三十七年七月九日から同年八月四日まで(郵送の

場合には、当日消印あるものは有効)

二 願書提出先

鳥取市東町一丁目三〇二番地

鳥取県厚生部婦人児童課

三 受験資格

鳥取県立保育専門学院代用附属保育所

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)によ  
る高等学士を卒業した者、通常の課程による十二年  
の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程に  
よりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)  
又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認  
定した者。

2 満十八才に達した後児童福祉法(昭和二十二年法  
律第二百六十四号)に規定する児童福祉施設において、  
三年以上児童の保護に従事した者。

3 その他厚生大臣が受験資格を有すると認定した者。

四 試験日時、科目及び場所

月	日	試験科	目	時	間	場	所
八月三十日		社会福祉事業一般 児童福祉事業概論 児童心理学及び精神衛生 保健衛生学及び生理学		九時 一時 二時四十分~四時十分	~十時三十分 ~二時三十分 ~二時三十分	鳥取県倉吉市海田 (山陰線上井駅下車徒步八分)	鳥取県立保育専門学院
八月三十一日		看護学及び実習 栄養学及び実習 保育理論 保育実習(学科)		九時 一時 二時四十分~三時四十分	~十時三十分 ~二時三十分 ~三時四十分	鳥取県立保育専門学院	上井第一保育園
九月一日		保育実技 (保育園児の実際取扱 い)音楽 (ピアノ、歌唱)		九時	~四時		鳥取県立保育専門学院代用附属保育所

校格證明書

本校の 年度卒業者は、旧中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨、主務官庁の認可を受けていることを証明する。

昭和 年 月 日

学校名

校長 氏 名 団

七 手数料

1 受験手数料は、五百円とし鳥取県収入証紙によること。ただし、収入証紙により難いときは、現金書（様式一）

保母試験を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて申請します。

受験願書

昭和 年 月 日

本籍地

備考 音楽は、任意の保育歌をピアノをひきながら歌う。

3 戸籍抄本  
4 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面

5 写真（六か月以内に撮影した名刺版正面半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。  
6 保母試験受験科目免除願（様式三）

1 昭和三十五年以降に実施した試験に合格した科目のある者。

2 厚生大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を専修した者。

（注）児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十一条の二第三項に規定する

試験科目「保育実習」の免除は、行なわない。

六 受験手続

保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- 1 保母試験願書（様式一）  
2 覆歴書（様式二）

5 写真（六か月以内に撮影した名刺版正面半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。  
6 保母試験受験科目免除願（様式三）  
7 一部科目合格証明書写（他府県で一部科目に合格している者にあつては、当該府県厅主務課の證明をつけること。）又は厚生大臣の指定する学校、施設の科目専修証明書

8 返信用封筒一通（住所氏名を記入し、十円切手をはりつけること。）

備考 (1) 4にいう「受験資格を証明する書面」とは、学校卒業証明書又は施設勤務証明書をいい、特に旧制中等学校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学校の校格を証明する書類（次の様式）を添付すること。

- 1 留により送金すること。  
2 受理した手数料は、理由を問わず返還しない。  
八 その他  
1 保母試験要項は、鳥取県婦人児童課で交付する。  
郵便で請求する場合は、返信用封筒を同封すること。  
2 受験票を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、「保母試験願書在中」と朱書すること。  
3 受験票は、願書受付締切後十日以内に交付する。  
4 全科目合格者は、鳥取県公報に告示するとともに保母資格証明書を交付する。一部科目合格者に対しては、一部科目合格証明書を交付する。



鳥取県知事 石破二朗殿

(注) 本証を添付する場合には、試験場で返還する。

## 正誤

昭和三十七年六月一日付け鳥取県選挙管理委員会規則  
第三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁行誤  
36 13 第十八号様式  
正  
第二十号様式

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
一部月極 三五〇円  
〔定印刷料共〕 所